

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の目的

本区では、男女平等社会を実現するため、平成8年に「男女平等社会実現かつしかプラン（葛飾区女性行動計画）」を策定しました。その後、平成16年に「葛飾区男女平等推進条例」を施行し、社会情勢や男女平等を取り巻く状況の変化に応じて、第5次までの男女平等推進計画を策定し、様々な男女平等推進施策を展開してきました。

そしてこの度、さらなる男女平等社会の実現を目指し、男女平等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「葛飾区男女平等推進計画（第6次）」（以下「本計画」という。）を策定します。本計画では、男女平等社会実現のための直接的、間接的な取組を体系化し取りまとめています。

2 計画の基本理念

本計画の基本理念は、葛飾区男女平等推進条例第3条に則ったものです。

第3条 男女平等社会は、次に掲げる基本理念に基づき推進されなければならない。

- (1) 男女が、性別による固定的な役割分担意識又はそれに基づく社会的な制度若しくは慣行による差別を受けず、自己の意思による多様な生き方の選択を保障されること。
- (2) 男女が、協力し合うことにより、家庭生活と社会生活の両立を図ることができ、家庭及び社会における役割を果たすことができること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、その意欲と能力に応じ、あらゆる領域における活動に参画する機会（方針の立案及び決定の過程に参加する機会をいう。）を保障されること。

3 計画の性格

- (1) 葛飾区男女平等推進条例の理念を実現するために、同条例第8条に基づき策定し、「葛飾区男女平等推進計画（第5次）」を継承・発展させた計画です。
- (2) 「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に定める「市町村男女共同参画計画」に該当する計画です。
- (3) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に定められた「市町村基本計画」にあたる「葛飾区配偶者暴力の防止及び被害者保護のための計画（第4次）」を包含します。
- (4) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に定められた「市町村推進計画」にあたる「葛飾区女性活躍推進計画（第2次）」を包含します。

4 計画の期間

令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までの5か年とします。

5 計画の背景

「葛飾区男女平等推進計画（第5次）」策定（平成29年3月）後における区、国、都の主な動きは以下のとおりです。

なお、令和元年12月に新型コロナウイルス感染症が確認され、世界的流行は生活に大きな影響を与えました。令和2年4月に国が「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく緊急事態宣言を発出して以降、感染症拡大防止に向けた様々な取組を進めています。

（1）区の動き

①葛飾区基本計画（令和3年度～令和12年度）及び葛飾区前期実施計画（令和3年度～令和6年度）における男女平等推進施策の位置付け

政策1「人権・多様性・平和 人権や多様性が尊重され、全ての人々が共生できる平和な社会を築きます」の中で、「人権や多様性が尊重され、全ての人々が自分らしく暮らせるまちをつくります」として、多様性の尊重、男女平等の推進や配偶者暴力の防止等に取り組むとしています。葛飾区前期実施計画においては、「人権・多様性への理解促進事業」、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）応援事業」、「配偶者暴力防止事業」の3つを計画事業として位置付けています。

②区民や事業所に向けた男女共同参画の働きかけ

区民に向けた働きかけとして、誰もが自分らしく生きていける社会に向けての学びと交流の場である葛飾区男女平等推進センターにおいて、講座・講演会、女性のための相談、施設使用、図書資料の閲覧・貸出等を行っています。また、区民向けの情報紙「こんにちは人権」（年1回）を発行し、男女共同参画に関する情報提供を行っています。

また、ワーク・ライフ・バランスの理解促進のために情報誌「L o o P」（年1回）の発行のほか、区内事業所に向けた働きかけとして、ワーク・ライフ・バランス支援アドバイザー派遣事業等を行っています。

③関連する各分野における計画の策定・改定

福祉、子育て、健康関連の計画が策定・改定され、保育所の待機児童の解消や家族介護者への支援などワーク・ライフ・バランスに関わる施策や生涯にわたる健康支援などの施策が含まれています。

【主な動き】

- ◎「第8期葛飾区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」（令和3年度～令和5年度）
- ◎「第5期葛飾区高齢者虐待防止・養護者支援計画」（令和2年度～令和5年度）
- ◎「葛飾区障害者施策推進計画」（平成30年度～令和5年度）
- ◎「第6期葛飾区障害福祉計画」（令和3年度～令和5年度）
- ◎「第2期葛飾区障害児福祉計画」（令和3年度～令和5年度）
- ◎「葛飾区教育振興基本計画」（令和元年度～令和5年度）

- ◎「第二期葛飾区子ども・子育て支援事業計画」（令和2年度～令和6年度）
- ◎「葛飾区子ども・若者計画」（令和元年度～令和6年度）
- ◎「第2次かつしか健康実現プラン」（令和元年度～令和5年度）

(2) 国の動き

①「第5次男女共同参画基本計画 ～すべての女性が輝く令和の社会へ～」の策定

第5次男女共同参画基本計画の構成は、以下のとおりです。

第5次男女共同参画基本計画の構成

政策領域		目指すべき社会 策定方針と構成 等
I	あらゆる分野における女性の参画拡大	① 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
		② 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和
		③ 地域における男女共同参画の推進
		④ 科学技術・学術における男女共同参画の推進
II	安全・安心な暮らしの実現	⑤ 女性に対するあらゆる暴力の根絶
		⑥ 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備
		⑦ 生涯を通じた健康支援
		⑧ 防災・復興、環境問題における男女共同参画の推進
III	男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備	⑨ 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備
		⑩ 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進
		⑪ 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献
IV	推進体制の整備・強化	国内本部機構の機能の充実・強化、男女共同参画の視点を取り込んだ政策の企画立案及び実施等の推進、地方公共団体や民間団体等における取組の強化

②「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の施行・改正

政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進するため、国及び地方公共団体の責務として、「政党その他の政治団体の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、政治分野における男女共同参画の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めるものとする」と定められました（平成30年5月23日施行）。しかし、政治分野への女性の参画は諸外国と比べると大きく遅れていることから、令和3年6月16日に、性的な言動、妊娠又は出産に関する言動等に起因する問題などへの対応のほか、国及び地方公共団体の施策を強化するなど法改正されました。

③「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」の改正

事業主である国や地方公共団体、民間企業等には、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業生活における活躍に関する情報の公表が義務付けられていますが、対象企業の拡大（労働者301人以上から101人以上の企業に拡大）や情報公表の強化等を内容とする法改正を行いました（令和2年6月1日施行、対象企業拡大については令和4年4月1日施行）。

④「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の改正

平成29年10月に、子が1歳6か月に達した時点で、保育所に入れない等の場合、申出により、育児休業期間を「最長2歳まで」延長できるようになり、あわせて育児休業給付金の給付期間も延長されました。

令和3年1月には、育児や介護を行う労働者が、子の看護休暇や介護休暇を時間単位で取得することができるようになりました。

さらに、令和3年6月9日に、育児休業の申出や取得しやすい雇用環境の整備、妊娠・出産に関する個別の制度説明や意向確認を事業主に義務付けるほか、有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和や育児休業の取得の状況の公表を事業主（労働者1,000人超）に義務付けるなど法改正されました（令和4年4月1日施行、育児休業取得状況の公表は令和5年4月1日施行）。

⑤女性に対する暴力防止の動き

女性に対する暴力防止についても、様々な取組が進められています。

●「ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）」の改正

平成28年12月の改正では、被害者が拒んでいるにもかかわらず、連続してブログやSNS等の個人ページにコメントを送るなどの行為が規制対象となりました。また、迅速に被害者を守るために緊急の場合は、加害者への事前の警告をせずに禁止命令等を出すことができるようになりました。

さらに、令和3年5月18日に、実際にいる場所の付近において見張る、拒まれたにもかかわらず、連続して文書を送る行為等のほか、GPS機器等を用いた位置情報の無承諾取得等を新たに規制対象とする法改正を行いました（令和3年6月15日施行、位置情報の無承諾取得等については令和3年8月26日施行）。

●DV相談体制の拡充

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う外出自粛、休業等が行われる中、生活不安・ストレスによるDVの増加・深刻化の懸念を踏まえて「DV相談+（プラス）」を開始し、相談体制を拡充しました（令和2年4月20日開始）。

●「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」の決定

令和2年度から4年度までの3年間を性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」として、刑事法の検討、被害者に寄り添った細やかな支援の一層の充実、加害者対策、教育・啓発の強化等の取組が盛り込まれています（令和2年6月11日決定）。

⑥職場におけるハラスメント防止対策の強化

パワー・ハラスメント対策が法制化（労働施策総合推進法の改正）され、事業主はパワー・ハラスメントの防止のための雇用管理上必要な措置（相談体制の整備等）を講じることが義務付けられました。また、職場におけるセクシュアル・ハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントについては、「男女雇用機会均等法」、「育児・介護休業法」により、雇用管理上の措置を講じることが既に義務付けられていましたが、法改正により、事業主に相談した労働者に対する不利益な取扱いを禁止する等、防止対策が強化されました。さらに、職場でLGBTを差別するような言動やSOGI（性的指向及び性自認）を暴露するようなアウトティング行為が起こらないよう防止策を講じることが明記されました（令和2年6月1日施行）。

(3) 都の動き

①「東京都男女平等参画推進総合計画」の改定

「東京都女性活躍推進計画」と「東京都配偶者暴力対策基本計画」から構成される「東京都男女平等参画推進総合計画」を令和4年3月に改定する予定です。内容は以下のとおりです。

		取組の方向性
東京都男女平等参画推進総合計画	東京都女性活躍推進計画	①ライフ・ワーク・バランスの実現と働く場における女性の活躍推進
		②男女平等参画の推進に向けたマインドチェンジ
		③多様な人々の安心な暮らしに向けた支援
	東京都配偶者暴力対策基本計画	①配偶者暴力対策
		②性暴力被害者に対する支援
		③ストーカー被害者に対する支援
④セクシュアル・ハラスメントの防止		
⑤性・暴力表現等への対応		

②「特定異性接客営業等の規制に関する条例」を制定

青少年の健全な育成を阻害する行為及び青少年を被害者とする犯罪を防止することを目的とし、主に女子高生にマッサージを行わせたり、会話やゲームの相手をさせたりする等のサービスを提供する、いわゆる「JKビジネス」等を規制した内容となっています（平成29年3月31日公布、7月1日施行）。

③「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」を制定

東京2020オリンピック・パラリンピックの開催都市として、いかなる種類の差別も許されないという、オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指すために制定され、「多様な性の理解の推進」及び「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進」を図るものとしています（平成30年10月15日公布、平成31年4月1日施行）。

④「東京都性自認及び性的指向に関する基本計画」を策定

「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」第5条の規定に基づき、性自認及び性的指向を理由とする不当な差別の解消並びに啓発などの推進を図るために策定され、基本的な考え方、これまで取り組んできた施策、今後の方向性等を示しています（令和元年12月策定）。

計画の位置づけ



